

すべての児童生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となるよう、日常から児童生徒理解に努め、すべての教育活動の中で、自己肯定感や自己有用感を高めることができるよう取組みを進めている。

いじめについては、これまでから「いじめは絶対に許されない」、「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るが、早期発見・早期対応に徹し、死に至ることは絶対に阻止する。」という強い信念を持ち、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図っている。

○茨木市いじめ防止基本方針【概要版】（平成 26 年 4 月策定 平成 30 年 1 月改定）

茨木市いじめ防止基本方針 【概要版】

この方針は、以下の事項について定めた方針である。

- 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項(基本理念)
 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 (市教育委員会の行うべきこと・学校の行うべきこと)

■ 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義
2. 基本理念
3. いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) 早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭・地域との連携
 - (5) 関係外部機関との連携

■ 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1. 市教育委員会が実施すること
 - (1) 学校応援サポートチーム(SOS)の設置
 - (2) いじめの防止等のための施策
2. 学校が実施すること
 - (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置
 - (2) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (3) いじめの防止等のための取組み
3. 重大事態への対処
 - (1) 市教育委員会又は学校による調査
 - (2) 市長による再調査

■ 市教育委員会が行ういじめの防止等のための施策

- ・誰もが安心して学ぶことができる学校づくりへの支援
- ・家庭、地域及び関係外部関係等との連携・協働体制の整備
- ・教職員研修の充実
- ・いじめの防止等の啓発活動の充実
- ・各校生徒指導体制充実のための人的配置及び心理・福祉等に関する専門的知識を有する者の確保
- ・すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育及び体験活動等の充実
- ・学校の行ういじめの未然防止に関する取組みへの助言・支援
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対処体制の整備
- ・いじめに関する相談受け付け体制の整備及び窓口の周知
- ・学校相互間の連携協力体制の整備
- ・学校におけるいじめの防止等の取組みの点検・充実
- ・司法面について管理職へのサポート

■ 学校が行ういじめの防止等のための取組み

- ・「いじめ防止対策委員会」の設置
- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・人権尊重の精神に立った学校づくり及びすべての児童等が参加・活躍できる授業づくり
- ・校内体制で一致協力した指導体制の確立
- ・すべての教育活動を通じた道徳教育及人権教育及び体験活動等の充実
- ・児童会活動・生徒会活動等の活性化による自治の力の育成
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対処体制の整備及び啓発
- ・いじめの早期発見と相談体制の整備・充実
- ・いじめ事案への具体で実効性のある対処

■ いじめ事案が認知された時

| 対 応 | |
|-------------|---|
| 学 校 | <ul style="list-style-type: none">・「いじめ防止対策委員会」を緊急に招集し、事実確認を行うとともに、対応方針を検討する。・被害の児童及び情報を与えてくれた他の児童等を守ることを最優先にして、適切な対応にあたる。・市教育委員会に報告する。 |
| 市 教 育 委 員 会 | <ul style="list-style-type: none">・学校からの報告のあった事案に対して、「学校応援サポートチーム（SOS）」を中心に、学校へ必要な助言や支援を行う。 |

■ 重大事態が発生した時

| 対 応 | |
|-------------|---|
| 学 校 | <ul style="list-style-type: none">・第一報を市教育委員会に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を招集し、迅速な情報収集に努め、市教育委員会に随時報告を行う。 |
| 市 教 育 委 員 会 | <ul style="list-style-type: none">・市長に速やかに重大事態発生を報告を行う。・学校に SOS を派遣し、学校とともに情報収集及び対応策等を検討し、学校に対して指導・助言を行う。・被害の児童等及び情報を提供してくれた児童等の心身及びプライバシーを守ることを最優先して、学校とともに調査に当たる。また、その情報を適切に被害の児童等及びその保護者に提供する。・市長に調査結果の報告を行う。 |
| 市 長 | <ul style="list-style-type: none">・市教育委員会からの報告を受け、必要な措置を講ずる。・報告及び調査結果を受け、別途調査が必要であると認めた場合には、再調査機関を臨時に設置して再調査を行う。また、その再調査結果を被害の児童等及びその保護者に対し、適切に提供するとともに、議会に報告する。 |